

【宮城県の最低賃金】

平成 29 年 10 月 1 日から宮城県最低賃金は **772 円** です！
 平成 29 年 12 月 15 日から宮城県特定(産業別)最低賃金が改定されます！

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ定められています。

特定(産業別)最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。 ⇒[詳細はこちら](#)



宮城県最低賃金



宮城県特定(産業別)最低賃金

～生産性を向上し賃金を改善するための支援事業～

【最低賃金総合相談支援センター】

最低賃金の引上げに向けた相談が受けられます！

最低賃金の引上げのためや生産性の向上のための経営改善に取り組む中小企業のワン・ストップ相談窓口です。中小企業庁が実施する支援事業と連携して、労働条件管理、賃金規定等の整備等に関するご相談のほか、社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家派遣等も出来ます。ご活用ください。

⇒ [詳細はこちら](#)

宮城県最低賃金総合相談支援センター

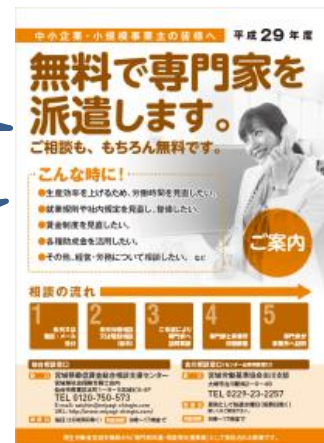
仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F

TEL : 0120-750-573

古川相談窓口

大崎市古川駅南2-9-48 宮城労働基準協会古川支部

TEL : 0229-23-2257



【業務改善助成金】

賃金引上げのために設備投資などを行う事業場は助成金が受けられます！

中小企業・小規模事業者の業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るために設けられた制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業場に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

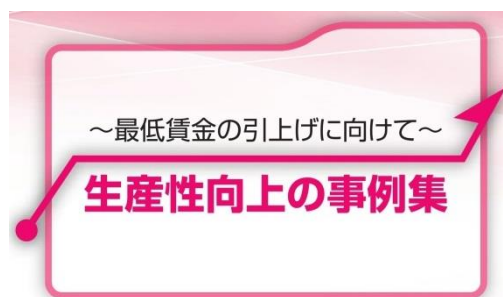
⇒ [詳細はこちら](#)



【生産性向上事例集 ～最低賃金の引上げに向けて】

賃金の引上げにつなげるためのヒント集としてご活用ください！

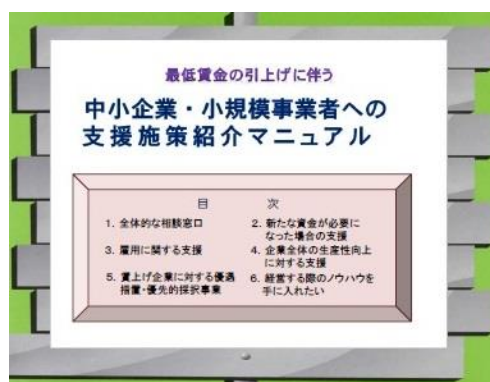
個々の事業場を対象とした業務改善助成金や、業界団体を対象とした業種別中小企業団体助成金の活用事例をもとに、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を掲載しています。特に、取組の中心となった人や、取組後の変化、助成活用のポイント等を分かりやすくまとめています。⇒ [詳細はこちら](#)



【中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル】

最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただけるマニュアルです！

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連に関する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアルを作成しています。⇒ [詳細はこちら](#)



目	次
1. 全体的な相談窓口	2. 新たな賃金が必要になった場合の支援
3. 雇用に関する支援	4. 企業全体の生産性向上に対する支援
5. 賃上げ企業に対する優遇措置・優先的採択事業	6. 経営する際のノウハウを手に入れたい